

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 722 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第722回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和7年10月20日  
大府市農業委員会  
会長 久野 一弘

## 大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和7年10月20日（月） 午後3時20分～午後3時40分
- ・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会長	13番	久野	一弘
副会長	12番	鈴木	広子
委員	1番	久野	恵子
	4番	浅田	昭茂
	6番	大威	千里
	7番	竹内	修造
	8番	加古	俊治
	9番	本田	貴士
	10番	小島	春男
	11番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

委員	14番	稻葉	きみ子
	15番	大嶋	英二
	16番	神谷	登
	17番	鈴木千代子	
	18番	竹内	敬三
	19番	富田	勇治

- ・欠席委員

（農業委員） 2番 深谷英一 3番 鈴置省悟 5番 服部啓子

- ・農業委員会事務局職員

事務局長	深谷	一紀
事務局	下谷	敏信（会議書記）
	花田	佳明（会議書記）

会期	1日
----	----

議事日程（第722回）

令和7年10月20日

日程	議案番号	件名	備考
1		会議書記の指名について	
2	報告1	農地法第4条の規定による届出について	
3	報告2	農地法第5条の規定による届出について	
4	報告3	現況証明願について	
5	報告4	農地改良届出について	
6	報告5	農地法第3条の3の規定による届出について	
7	報告6	農地法第18条第6項の規定による通知について	
8	議案1	農地法第5条の規定による許可申請について	
9	議案2	農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）	
10	議案3	農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）	
11	議案4	大府市農業経営改善計画認定要領第5条第2項の規定による意見について（農業経営改善計画）	

- 事務局長 ただ今から第 722 回大府市農業委員会総会を開催いたします。  
大府市農業委員会会議規則に基づき、以降の議事の進行は久野会長にお願いします。
- 議 長 ただ今から 第 722 回大府市農業委員会 総会を開会します。  
総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局 本日の総会の定足数についてご報告します。  
農業委員におかれましては、2番 深谷英一委員、3番 鈴置省悟委員  
5番 服部啓子委員が欠席です。本日、農業委員会の在任委員 13名中  
10名の過半数以上の委員にご出席をいただいております。従いまして、本総会が開会できることをご報告いたします。  
農地利用最適化推進委員におかれましては、6名全員に出席をいただいております。  
また、本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者はございません。  
報告は以上です。
- 議 長 本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めて参ります。  
本総会の「会期」につきましては、本日 1 日といたします。
- それでは議事に入ります。  
始めに、日程第 1 「会議書記の指名について」、本日の会議書記には、農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。  
これにご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」の声】

- 議 長 次に、日程第 2 、報告第 1 号『農地法 第 4 条の規定による届出について』から、日程第 7 、報告第 6 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』までを一括で上程します。 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 事務局長の深谷です。私から日程第 2 報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、日程第 7 、報告第 6 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』までをご説明いたします。
- 始めに、議案書 1 ページをご覧ください。報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』ご説明いたします。農地法第 4 条第 1 項第 7 号に規定される、市街化区域内において、土地所有者自らが農地を農地以外のものに転用するための届出です。3 件の届出があり、転用目的は、申請番号 1 及び 3 は住宅建設を、申請番号 2 は宅地の一部として利用するためございます。
- 報告第 1 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書をもって既に通知をしたことをご報告申し上げます。

次に、議案書3ページをご覧ください。報告第2号『農地法第5条の規定による届出について』ご説明いたします。

農地法第5条第1項第6号に規定される、市街化区域内において、農地を農地以外のものにするため、権利の設定又は移転を伴う農地転用の届出となります。議案書2ページから5ページの8件の届出がありました。

権利としては、所有権移転が申請番号1番から3番、6番から8番の6件、使用貸借権が4番、5番の2件です。

転用目的は、申請番号1番は宅地、申請番号2番、5番、7番、8番の4件が住宅、そのほか、3番は駐車場、4番は鍼灸院、6番は保育所でございます。

報告第2号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書をもって既に通知をしたことをご報告申し上げます。

次に、議案書6ページをご覧ください。報告第3号『現況証明願について』をご説明します。

20年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、1件の申し出があり、4筆ある畠が現状倉庫の一部として利用されていることを確認しました。面積は合計で434m<sup>2</sup>です。

報告第3号につきましては、先月の地区協議会において、現地をご確認いただき、事務局長専決で申請者に対し、証明書をもって通知したことをご報告します。

次に、議案書7ページをご覧ください。報告第4号『農地改良届出について』をご説明いたします。

農地の埋立て・嵩上げなど農地改良がある場合に届け出るものです。1件の届出があり、受理しております。現在の畠を造成し、農業用施設を建築するための土地造成です。工事期間は令和7年10月1日から12月31日です。

報告第5号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書をもって通知をしたことをご報告申し上げます。

次に、議案書8ページをご覧ください。報告第5号『農地法第3条の3の規定による届出 相続等による権利移動について』をご説明いたします。

農地を相続によって所有権移転した場合に、取得したことを届出るものです。議案書8ページから11ページまでの8件の届出があり、いずれも相続による所有権移転によって、所有者が移動したことを確認しております。

次に、議案書12ページをご覧ください。報告第6号『農地法第18条第6項の規定による通知について』をご説明いたします。農地の貸借契約に係る合意解約を農業委員会に通知するもので、議案書12ページの1件の通知を受理いたしました。それぞれ貸付人と借受人との双方で合意解約が成立しているものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの報告第1号から報告第6号までの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

### 【「なし」の声】

議長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第8、議案第1号 『農地法 第5条の規定による 許可申請について』の2件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書13ページをご覧ください。議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請について』をご説明いたします。

農地法第5条は、市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用を行うもので、愛知県知事が許可をするものです。各案件について本委員会で審議し、意見を付して愛知県に申請書を提出するものです。

議案書13ページの2件の申請があり、過日の地区協議会において、各地区の委員に現地確認をしていただいたところでございます。

申請番号1番は、有償による所有権移転で資材置き場整備のための転用です。農地区分は2種農地に該当します。

次に、申請番号2番につきましては、賃貸借によって、資材置き場を整備するため転用するものです。農地区分は3種農地に該当します。

以上の2件につきましては、申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水機能などについて事務局にて確認し、農地転用の許可基準との照合を踏まえ、いずれの申請も許可見込みありと判断することができますが、申請番号2番につきましては、委員から事前にご意見をいただきており、先日の現地調査も踏まえ、将来の計画高さが不明な点についてご指摘がありましたので、事務局で申請者に対し再度計画を確認して、会長確認の上、県に対し送致することとします。また、事前の意見を踏まえ、必要に応じて意見を付すこととします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。申請番号1番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号1番の申請地は、土地造成は無く整地を行い小堤を設けます。雨水は、敷地内で集水し、道路側溝へ接続するため周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

### 【「なし」の声】

議長 次に、申請番号2番の案件については、事務局から説明があったことに対してご意見はありますか。

### 【「なし」の声】

議長 特に無いようですので、議案第1号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

### 【全員挙手】

議長 「全員賛成」ですので、議案第1号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第9、議案第2号『農用地利用集積等 促進計画の公告について 一括契約』の7件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書14ページをご覧ください。議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告について 一括契約」をご説明いたします。本議案に関しては、農地中間管事業の促進を図ることを主旨として「農用地利用集積等促進計画」に基づき公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。議案書の申請番号7288から18ページの7294までの7件です。いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしています。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。今回の議案は、全て地域計画の目標地図の区域内にあるもので、大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

#### 【「なし」の声】

議長 特にないようですので、議案第2号を採決します。本議案について「意見なし」で回答することに賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議長 「全員賛成」ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で大府市に回答することに決定します。

次に、日程第10、議案第3号『農用地利用集積等 促進計画の公告について 機構・受け手間 契約』の1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書18ページをご覧ください。議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について 機構・受け手間契約」をご説明いたします。

本議案に関しては、利用権が設定されている農地において、耕作者が変更となることに対し、賃借権が移転することを告示するもので、内容の変更についてご審議いただくものです。大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。

議案書の申請番号7211番の案件で、令和7年4月1日から現耕作者によって耕作をされていますが、本年7月12月1日以降、受人に賃借権が移転され、継続して耕作されていくこととなります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

#### 【「なし」の声】

議長 特にないようですので、議案第3号を採決します。本議案について「意見なし」で回答することに賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議長 「全員賛成」ですので、議案第3号は、委員会の「意見なし」で大府市に回答することに決定します。

次に、日程第 11、議案第 4 号 『大府市農業経営 改善計画 認定要領 第 5 条 第 2 項の規定による意見について 農業経営改善計画』を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 19 ページをご覧ください。議案第 4 号「大府市農業経営改善計画認定要領第 5 条第 2 項の規定による意見について 農業経営改善計画」をご説明いたします。別冊「農業経営改善計画意見聴取について 依頼」をご覧ください。

本議案に関しましては、計画の認定にあたり大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があつたものです。

別紙 1 ページ「農業経営改善計画認定申請書」をご覧ください。認定農業者の 5 年に 1 回の更新によるものです。

申請者は、これまでの実績もあり、今後の農業経営に関しましては、営農活動を始め、経営規模、生産方式、経営管理、従事態様及び経営改善においてそれぞれ目標をもつて、引き継続して計画的に営農を行っていくこととなつております。

説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

#### 【「なし」の声】

議長 特に無いようですので、議案第 4 号を採決します。本案件について「意見なし」で回答することに賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議長 「全員賛成」ですので、議案第 4 号は、原案のとおり、大府市に「意見なし」で回答することといたします。

以上で全すべての審議が終了いたしました。

これを持ちまして、第 722 回大府市農業委員会総会を閉会します。

以上